

働きやすい職場「ひなたの極」認証制度

～企業(事業所)のワーク・ライフ・バランスに取り組んでみませんか～



宮 崎 県 認 証

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを

積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業などを

「働きやすい職場『ひなたの極』」として宮崎県知事が認証する制度です。

「働きやすい職場『ひなたの極』」企業として認証されると、次のような優遇措置があります。

- 県主催の就職面談会、企業ガイダンスへの優先参加、企業ガイドブックへの優先掲載
- 清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における加点
- 物品等の競争入札参加資格者名簿登録における印刷業の審査加点
- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置 ○みやざき犬の優先的派遣 ○商談会等の情報提供
- 宮崎県育休復帰時奨励金 ※詳細は裏面をご覧ください。

◆認証基準改正について（令和7年4月1日から）

対象事業所の拡大

- ・これまでは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人のみが対象でしたが、令和7年4月1からは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う個人事業主も対象とします。

新規審査項目の創設

- ・「くるみん、健康経営優良法人、ユースエール、えるぼし、もにす、安全衛生優良企業のいずれかの認証を1つ以上受けている。」を新たな項目として創設します。

既存審査項目の変更点

- ・労働者若しくはその配偶者の妊娠・出産又は対象家族の介護をしていることを知ったとき、関連する制度を個別に知らせる措置・体制を講じており、かつ、育児・介護休業取得者が職場復帰する際のフォローアップ体制が整っていること。 ※これまで「制度の周知制度」「職場復帰時のフォローアップ体制」は別項目でしたが、**1項目となります。**
- ・「仕事と生活の両立応援宣言」登録事業であり、かつ、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」又は「ひなたの出会い・子育て応援運動」のいずれかに登録しており、登録内容が社内に周知されていること。 ※「仕事と生活の両立宣言」は登録必須となり、「一般事業主行動計画」、「ひなたの出会い・子育て応援運動」は1つ以上の登録が必要となります。

働きやすい職場「ひなたの極」認証までの流れ

【審査項目】

①申請書の提出（随時）
必要書類を添付して雇用労働政策課まで

働き方（休み方）見直し
に関する取組と実績

- 所定外労働時間削減に向けた取組
- 年次有給休暇取得促進に向けた取組等 6項目

育児・介護休業制度等の
整備状況と実績

- 育児、介護休業等の取得状況
- 育休取得者等が職場復帰する際のフォローアップ体制の確立状況等 9項目

その他

- 「仕事と生活の両立応援宣言」の実施状況
- メンタルヘルス及び各種ハラスメントに対する相談窓口の設置状況 9項目

②審査（現地確認）
申請された内容について確認を行います

【認証基準】（令和8年4月1日現在） **※法令遵守が前提です。**

該当する審査項目の **総得点の割合が85%以上**
であることを満たす必要があります。

※詳しくは下記二次元コードから県ホームページをご確認ください。



③認証書の授与
※申請から認証まで3ヶ月程度かかります
※認証の有効期限は3年間です

令和8年度 宮崎県育休復帰時奨励金

仕事と育児を両立しやすい職場環境整備の促進を図るため、従業員の育休からの職場復帰に際し、国の「両立支援等助成金（育児休業等支援コース）」における「職場復帰時」の助成金支給を受けた認証企業に対して、県が奨励金を支給します。

宮崎県育休復帰時奨励金支給までの流れ

①国の両立支援等助成金 育児休業等
支援コース（職場復帰時）の支給決定

主な支給要件

- ①「働きやすい職場『ひなたの極』」の認証企業であること
 - ②令和6年4月1日以降に、宮崎労働局から両立支援等助成金育児休業等支援コース（職場復帰時）の支給決定を受けた者であること
- ※その他の要件は、県ホームページをご覧ください。

申請期限

国の両立支援等助成金の支給決定を受けた日の翌日から起算して
6か月以内（※）、かつ、令和9年3月13日まで

②申請書の提出
必要書類を添付して雇用労働政策課まで

支給額

15万円 ※第2子以降の出産に伴う育児休業は5万円加算

③審査
申請された内容について確認を行います

申請書類

- ①申請書兼請求書
 - ②同意書
 - ③「ひなたの極」認証書（更新書）の写し等
 - ④両立支援等助成金 育児休業等支援コース（職場復帰時）の支給決定通知書の写し
 - ⑤振込先口座の確認書類（通帳の写し等）
 - ⑥第2子以降の出産である旨の証明書類 ※該当する場合のみ
 - ⑦その他、県が必要と認める書類
- ※申請書類①、②の様式は県ホームページからダウンロードできます。

④奨励金の支給
※申請から支給まで1ヶ月程度かかります



あなたの会社も

6_9 「仕事と生活の両立応援宣言」

しませんか？

宮崎県では、「仕事と生活の両立応援宣言」企業を募集しています！

仕事と生活の両立応援宣言書

我が社は、従業員が仕事と生活の両立ができるように、「働きやすい職場づくり」を目指し、以下の取組を行うことを宣言します。

宣 言

- 一、従業員同士の相互理解を深め、家族を大切にできる働きやすい職場を目指します
- 一、小学校就学前の子どもがいる従業員には、希望により勤務時間を短縮することができるようにします
- 一、年次有給休暇の取得計画表を作成して、休暇の取得促進に努めます

見 本



令和7年4月1日

企業・事業所住所 宮崎市橋通東2丁目10-1
企業・事業所名称 (株) 宮崎雇用労働政策推進会社
代表者氏名 宮崎 花子

仕事と生活の両立応援宣言企業登録番号：2025-1234
登録年月日：令和7年4月1日

宮崎県は、仕事と生活の両立を応援します。

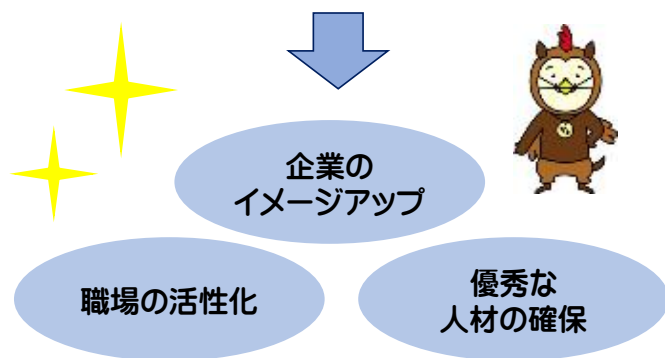


「仕事と生活の両立応援宣言」とは

企業・事業所のトップの方に、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言してもらう制度です。

登録すると・・・

- 県のホームページや刊行物などで広く紹介します！
- 宣言書（左見本）を額縁に入れてお渡しします！
- 次世代法に基づく一般事業主行動計画の公表先として活用できます！



などの効果が期待できます！！



仕事と生活の両立についての理解を深め、働きやすい職場づくりをすすめるきっかけにしてください♪

※ 宮崎県内に事業所がある、すべての企業・事業所から募集します。
(本社が県外にある場合でも、事業所が県内にあれば登録できます。)

※ 事業所規模は問いません。



☆ 登録企業・事業所のみなさんからこんな声をいただいています

- ・ 年次有給休暇を取得しやすくなりました。子どもの病気で休む場合でも、今までよりも休みやすくなりました。
- ・ 宣言書を見える場所に掲示することで従業員同士での声かけも増え、子どものいる従業員が学校行事などへ参加しやすくなりました。
- ・ 子どもや家庭のことなどを相談できるようになり、お互い理解し合えるようになったため、仕事のフォローもスムーズになりました。
- ・ 男性社員の育児休業取得率アップや育児時短対象者の拡大といった「育児休業」に対する、社内の意識の変化や制度の充実が図られました。
- ・ 年次有給休暇の計画的な取得やノー残業に努める日が定着してきました。また、非効率な仕事を見直す意識も高まってきました。
- ・ 転職を考えたこともあったが、働き方の相談ができたため仕事を続けることができました。

登録企業件数

令和8年4月1日

現在

1,742件

(廃業等により登録を終了した事業所を除く)

県北地区

291件

県央地区

804件

県西地区

461件

県南地区

186件

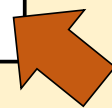


登録方法や宣言企業についての詳細は、県庁ホームページをご覧ください！

宮崎県 仕事と生活の両立

検索

※ 申込書は、県ホームページからダウンロードできます



※ 県雇用労働政策課（0985-26-7106）へお電話いただければ申込書を送付することも可能です。

○ 応募・問合せ先 ○

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 労政福祉担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL：0985-26-7106 / FAX：0985-32-3887

MAIL：koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp





6 10

宮崎県外国人材



受入・定着支援センター

Miyazaki Foreigner Employment Support Center

外国人材の受入・定着について、お悩みありませんか？

- ・外国人材は、どんな業務に従事できる？
- ・外国人材の受入れには、どんな準備が必要？
- ・外国人材の採用に係る費用や受入れまでに要する期間は？
- ・日本人社員と外国人材がうまく意思疎通できるか心配。

- ・外国人材を採用するための手続きが知りたい！
- ・文化や宗教、食事など、どんな配慮が必要？

など、様々な相談に応じます！

様々な形で対応いたします！

来所相談

訪問相談

オンライン
相談電話・メール
相談

※「来所相談」「訪問相談」「オンライン相談」については事前予約制となります。

そのほか、様々な取組を通じて企業の皆様を支援いたします

出張相談会

※1カ月に2回程度



セミナー

制度の仕組み
受入の留意点
キャリアアップ など

伴走支援

受入れから定着までをトータルサポート！

オンラインマッチング

海外の外国人材とつながるイベントを開催

各取組の開催スケジュール等の詳細は、ホームページをご覧ください

<https://miyazaki-ukeire.com/> \ 支援事例やセミナー情報など、随時情報発信します！ /

宮崎県外国人材受入・定着支援センター

MAIL : miyazaki-ukeire@toyowork.co.jp

相談対応時間 月曜日～金曜日 10:00～18:00 (12:00～13:00及び祝日は除く)

〒880-0805 宮崎市橘通東4-8-1 カリーノ宮崎B1

実施主体：宮崎県 運営：東洋ワーク株式会社

ご相談はホームページ
お問合せフォームから